

都市緑地法等の一部を改正する法律要綱

第一 都市緑地法の一部改正

一 「緑地」の定義に、農地が含まれることを明確化すること。
(第三条関係)

二 市町村が定めることができる緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の記載事項に、都市公園の管理の方針に関する事項及び生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項を追加するものとする。
(第四条関係)

三 緑化地域に関する都市計画において定める建築物の緑化率の最低限度は、十分の二・五を超えてはならないものとする。
(第三十四条及び第三十五条関係)

四 市民緑地設置管理計画の認定

1 市民緑地を設置し、これを管理しようとする者は、市民緑地設置管理計画を作成し、市町村長の認定を申請することができるものとする。

2 市町村長は、1の認定の申請に係る市民緑地設置管理計画が、市民緑地を設置する土地等の区域の周辺の地域において、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足していること等の基準に適合すると

認めるときは、その認定をすることができるものとする。

3 2の認定を受けた市民緑地設置管理計画に従って行う緑化施設等の整備について、首都圏近郊緑地保全法の規定を適用しないこととする等の特例を設けるものとする。

(第六十条から第六十八条まで関係)

五 緑地管理機構について、その指定権者を都道府県知事から市町村長に改め、指定することができる対象に、都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする会社等を加えらるとともに、その名称を緑地保全・緑化推進法人に改めるものとする。

(第六十九条関係)

六 その他所要の改正を行うものとする。

第二 都市公園法の一部改正

一 都市公園の管理基準

1 都市公園の管理は、政令で定める都市公園の維持修繕に関する技術的基準(都市公園の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含む。)に適合するように行うものとする。

2 基本計画に都市公園の管理の方針に関する事項が定められている場合には、地方公共団体は、都市

公園の管理を当該基本計画に即して行うよう努めるものとする。

(第三条の二関係)

二 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく選定事業として行う公園施設の設置又は管理の期間は、当該選定事業に係る契約期間の範囲内において公園管理者が定める期間とするものとする。

(第五条関係)

三 公園施設の設置管理に係る公募選定制度の創設

1 公園管理者は、飲食店、売店等の公園施設の設置又は管理（公園管理者が設置すべき園路、広場等の建設を併せて行うものに限る。）の許可を申請できる者を、公募により決定することができるものとする。

(第五条の二関係)

2 公園管理者は、民間事業者等から提出された1の公園施設（以下「公募対象公園施設」という。）の公募設置等計画を総合的に評価し、最も適切と認められる計画を認定するものとする。

(第五条の三から第五条の五まで関係)

3 公園管理者は、2の認定を受けた計画（以下「認定公募設置等計画」という。）の有効期間内において、当該認定公募設置等計画に基づく設置又は管理の許可の申請があつた場合には、その許可を与え

なければならぬものとする。

(第五条の七関係)

4 認定公募設置等計画に基づき設置される公募対象公園施設について、当該都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の制限に係る特例を設けるものとする。

(第五条の九第一項関係)

5 認定公募設置等計画に基づき設置する自転車駐車場、看板等の物件又は施設を占用許可の対象として追加するものとする。

(第五条の九第二項関係)

6 罰則について所要の規定を設けるものとする。

(第三十七条及び第三十八条関係)

四 保育所その他の社会福祉施設を占用許可の対象として追加するものとする。

(第七条関係)

五 公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行うための協議会を組織することができるものとする。

(第十七条の二関係)

六 その他所要の改正を行うものとする。

第三 都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正

国は、地方公共団体が、第二の三の二の認定を受けた者に対し、認定公募設置等計画に基づく公募対象

公園施設等の建設に要する費用に充てるための資金の貸付けを行うときは、当該地方公共団体に対し、その資金の一部を貸し付けることができるものとする事。 (第一条関係)

第四 生産緑地法の一部改正

一 市町村は、公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要があると認めるときは、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を、政令で定める基準に従い、条例で、別に定めることができるものとする事。 (第三条第二項関係)

二 生産緑地地区に関する都市計画は、基本計画が定められている場合においては、当該基本計画に即して定めなければならないものとする事。 (第三条第六項関係)

三 生産緑地地区における建築規制の緩和

1 生産緑地地区における設置許可の対象となる施設として当該生産緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがなく、かつ、当該生産緑地における農林漁業の安定的な継続に資するものとして国土交通省令で定める基準に適合するものを追加するものとする事。

2 田園住居地域内において1の設置許可があつたときは、田園住居地域内における許可を要する行為

に該当するものについて、当該許可があったものとみなすものとする。

(第八条関係)

四 生産緑地の買取り申出が可能となる始期の延期

1 特定生産緑地制度の創設

(1) 市町村長は、生産緑地地区に関する都市計画についての告示の日から起算して三十年を経過する日（以下「申出基準日」という。）が近く到来することとなる生産緑地のうち、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、当該申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを、特定生産緑地として指定することができるものとする。

(2) 特定生産緑地の指定は、申出基準日までに行うものとし、その指定の期限は、当該申出基準日から起算して十年を経過する日とするものとする。

(3) 特定生産緑地の所有者が、市町村長に対し、当該特定生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる時期は、申出基準日ではなく、申出基準日から起算して十年を経過する日（指定の期限を延長したときは、延長後の期限が経過する日。以下「指定期限日」という。）とするものとする。

すること。

(4) 当該生産緑地に係る利害関係人の同意、市町村都市計画審議会の意見聴取等、指定の手續について所要の規定を設けるものとする事。
(第十条の二及び第十条の五関係)

2 特定生産緑地の指定の期限の延長

(1) 市町村長は、申出基準日から起算して十年を経過する日が近く到来することとなる特定生産緑地について当該日以後においても指定を継続する必要があると認めるときは、その指定の期限を延長することができることとし、当該延長に係る期限が経過する日以後においても更に指定を継続する必要があると認めるときも、同様とするものとする事。

(2) 特定生産緑地の指定の期限の延長は、指定期限日までに行うものとし、その延長後の期限は、当該指定期限日から起算して十年を経過する日とするものとする事。
(第十条の三関係)

3 特定生産緑地の指定の提案

(1) 生産緑地の所有者は、特定生産緑地に該当すると思料するときは、市町村長に対し、特定生産緑地として指定することを提案することができるものとし、この場合において、当該生産緑地に当該

提案に係る所有者以外の利害関係人がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならぬものとする。

(2) 市町村長は、当該提案に係る生産緑地について指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知するとともに、当該通知をしようとするときは、あらかじめ、市町村都市計画審議会の意見を聴くものとする。

(第十条の四関係)

4 特定生産緑地の指定の解除

市町村長は、特定生産緑地について、当該特定生産緑地の周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況の変化その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならないものとする。

(第十条の六関係)

五 その他所要の改正を行うものとする。

第五 都市計画法の一部改正

一 田園住居地域制度の創設

1 田園住居地域は、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境

を保護する用途地域とするものとする。

2 田園住居地域に関する都市計画については、建築物の建蔽率、壁面の後退距離の限度及び建築物の
高さの限度を定めるものとする。
(第八条及び第九条関係)

二 田園住居地域内における建築等の規制

1 田園住居地域内の農地において行われる土地の形質の変更等については、市町村長の許可を受けなければならぬものとする。

2 市町村長は、1の許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が一定規模未満である場合には、許可しなければならないものとする。

3 国又は地方公共団体が行う行為については、1の許可を受けることを要しないものとし、この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、当該行為をしようとするときは、あらかじめ、市町村長に協議しなければならないものとする。
(第五十二条関係)

三 罰則について所要の規定を設けるほか、所要の改正を行うものとする。

第六 建築基準法の一部改正

一 新たに設けられた田園住居地域における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途に関する制限について定めるものとする。

(第四十八条、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十五条、第五十六条、別表第二、別表第三及び別表第四関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第七 附則

一 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 都市緑地法及び生産緑地法の一部改正に伴う経過措置を定めるものとする。

(附則第二条及び第三条関係)

三 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする。

(附則第四条関係)

四 その他所要の改正等を行うものとする。